

令和8年度の処遇改善計画書提出に関するQ&A

Q1：現在申請を受け付けている「障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業補助金」（以下、補助金）の計画書とは別に提出する必要があるのか。

A1：本通知で依頼の計画書は、介護報酬における処遇改善加算に関する計画書であり、補助金の計画書とは別に提出が必要です。

なお、補助金の詳細については、下記の県ホームページをご参照ください。

（県ホームページ）<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/040400/d00221564.html>

Q2：令和8年6月の報酬改定（以下、報酬改定）では、処遇改善加算はどのように変更されるのか。

A2：国からの通知がありましたら、改めてお知らせしますが、障害福祉従事者を対象に、月1万円の賃上げを実現する措置、生産性向上等に取り組む事業者の福祉・介護職員を対象に、月0.3万円の上乗せする措置が行われる予定です。

これに伴い、加算の区分や加算率が変更されるとともに、地域相談支援、計画相談支援事業所及び障害児相談支援事業所が加算の対象サービスになる予定です。

（厚生労働省ホームページ）https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_70634.html

Q3：報酬改定で新たに対象となるサービス（地域相談支援、計画相談支援事業所及び障害児相談支援事業所）のみ運営している場合、4月15日までに提出が必要か。

A3：国から計画書の様式が示された後、改めてお知らせしますが、新たに対象となる事業所のみ運営する事業所等が、報酬改定により、新たに処遇改善加算を算定する場合、6月15日が締め切りとなる予定です（4月15日までに提出する必要はありません。）。